

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地													
マロニエ医療福祉専門学校		平成7年3月31日		五十嵐 トヨ子		〒328-0027 栃木県栃木市今泉町2丁目6番22号 (電話) 0282-28-0030													
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地													
学校法人 産業教育事業団		昭和59年12月24日		川嶋 武美		〒328-0012 栃木県栃木市平柳町2丁目1番38号 (電話) 0282-27-8383													
分野		認定課程名		認定学科名		専門士 高度専門士													
教育・社会福祉		教育・社会福祉 専門課程		福祉心理学科総合コース		- 平成22年2月26日 文部科学省告示第34号													
学科の目的		(1) 社会福祉及び精神保健福祉の両分野に精通したジュネリックな知識・技能の習得を基盤とし、精神保健福祉及び社会福祉における相談援助のより高度な専門性を獲得する。 (2) 地域の社会福祉及び精神保健福祉の現場の中核を担える知識・技能を修得する。 (3) 社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格を取得する。																	
認定年月日		平成26年3月31日																	
修業年限		昼夜		講義		演習													
4年		4310時間		2540時間		510時間													
		昼間				900時間													
						-													
						360時間													
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数													
40人		4人		0人		2人													
						兼任教員数													
						3人													
						総教員数													
						5人													
学期制度		■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 優:90点以上 優:75～89点 可:50～74点 不可:49点以下													
長期休み		■学年始:4月第1週 ■夏季:7月第4週～8月第4週 ■冬季:12月第4週～1月第1週 ■学年末:3月第3週～3月末		卒業・進級 条件		本校所定の課程を修了した者													
学修支援等		■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 ・前期、後期に1回ずつの個人面談 ・国家試験対策に向けた面接 ・出欠や成績が不良の物に対する随時の面接 ・学生サポートセンターによる入学前や在学中の学修支援		課外活動		■課外活動の種類 学生自治組織、アルバム委員会、 ボランティア活動(必須単位) ■サークル活動: 有													
就職等の 状況※2		■主な就職先、業界等(平成29年度卒業生) 地域包括支援センター、社会福祉協議会、老人福祉施設 ■就職指導内容 卒年次の初めに就職課による就職ガイダンスを実施し、個別面談により、就職の希望、意思を確認している。また、就職先よりの求人票を各クラスに配布し、希望者には面接指導等を実施している。 ■卒業生数 3人 ■就職希望者数 3人 ■就職者数 3人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 : 100 % (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報)		主な学修成果 (資格・検定等) ※3		■国家資格・検定/その他(民間検定等) (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>②</td> <td>3人</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>②</td> <td>3人</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄		資格・検定名	種	受験者数	合格者数	社会福祉士	②	3人	2名	精神保健福祉士	②	3人	2名
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																
社会福祉士	②	3人	2名																
精神保健福祉士	②	3人	2名																
中途退学 の現状		■中途退学者 0名 平成29年4月1日時点において、在学者5名(平成29年4月1日入学者を含む) 平成30年3月31日時点において、在学者5名(平成30年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 該当者なし ■中退防止・中退者支援のための取組 ・出欠状況のチェック ・個人面談および保護者面談		■中退率 0%															
経済的支援 制度		■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ・留年時、授業料半額減免 ・経済的に困難がある学生に対して授業料の一部を減免(要申請) ・入学希望者の二親等以内に在校生や卒業生がいる場合入学金を免除(要申請、看護学科通信課程を除く) ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象																	
第三者による 学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: 無																	
当該学科の ホームページ URL		<a href="http://www.maronie.jp/index.php">http://www.maronie.jp/index.php</a>																	

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について  
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。  
②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。  
③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について  
①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の割合をいいます。  
②「就職」とは給料、賞金、報酬その他定期的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

社会福祉学科の教育課程(カリキュラム)は社会福祉士・介護福祉士法等関係法令に基づいて設定しているため、科目編成自体の裁量幅は少ない。そのため、実際の運用の過程でどのように福祉施設・病院等と連携できるのか、また、出来たのかを外部委員の方の意見を参考に次の実習に活かしていく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

福祉職として必要となる実践的かつ専門的な能力を育成するため、実習、実技、演習等の授業において、福祉施設・病院等との組織的な連携を通じて実践的かつ専門的な職業教育を行うために設置する。

なお本委員会は、運営管理規定により、学校の円滑な運営教育内容の充実、向上を図るため設けられた各種会議の一つであり、外部委員・校長・学科長をもって構成され、カリキュラム編成に関する事項を協議する。

委員会にて提出された意見は改めて学科内で協議した後、学校運営委員会に上程、採用される。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年9月7日現在

名前	所属	任期	種別
石綱 秀行	栃木県高齢者小規模ケアネットワーク 会長	2018年8月6日 ～2020年3月31日	①
永島 光枝	栃木県社会福祉士会	2018年8月6日 ～2020年3月31日	①
北條 豊	合同会社あゆみの森 代表社員	2018年6月7日 ～2020年3月31日	③
高井 正己	社会福祉法人 すぎの芽会	2018年8月6日 ～2020年3月31日	③
山口 佳志	医療法人社団福田会 福田記念病院	2018年7月19日 ～2020年3月31日	③
松島 陵介	清田建設工業株式会社 福祉事業部	2018年6月26日 ～2020年3月31日	③
中島 賢二	マロニエ医療福祉専門学校福祉心理学科長	2018年4月1日 ～2020年3月31日	
金久保 浩	マロニエ医療福祉専門学校介護福祉学科長	2018年4月1日 ～2020年3月31日	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(9月、3月)

(開催日時(実績))

【平成29年度実績】

第1回 平成29年9月29日 18:30～20:00

第2回 平成30年3月19日 18:30～19:45

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

外部委員から出た意見

\*基礎学力の低下している学生への個別対応を引き続き継続し、学生本人のストレスを気づかせて欲しい。

\*来年度も問題のある学生について、先生方、保護者との連携を密に継続していただきたい。実習先への情報提供も引き続き密にし、出来る限りサポートをしていきたい。

\*福祉人材育成は学校、施設、社会にとって急務であり、なんとかして、学生数の確保が望まれる。

このような意見から、学生個人との面談を、担任制を引き年2回及び、適宜個別面談を実施し、担任と学科教員の情報の共有や、保護者を含めた支援体制を構築する。魅力のある福祉職としての仕事を学生とともに享受するため、地域のボランティア活動の周知や積極的参加の促進等、職業人として自身の専門性を高めていく支援を今後も、学科教員、保護者および委員の協力の下実施していく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

厚生労働省「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」(平成20年3月28日厚生労働省通知)にあるように、実習内容、実習指導体制及び実習中のリスク管理等について実習先と十分に協議し、確認を行う。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容  
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記  
 実習前・実習中・実習後、それぞれの時期に応じた実習先との調整と、実習巡回指導と実習後の報告会の報告書の提出等の密に連携をとっている。実習の前に実習生調書、実習計画書をできるだけ、早く送付して、実習生自身の設定した課題を基に実習プログラムを作成していただけるようにしている。実習前後にボランティアに参加し、そこで得た経験を授業にも反映させている。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
相談援助演習	相談援助に係る知識と技術について実践的に習得する。具体的には実習先でよく指摘されるコミュニケーション能力及び記録技術を向上させるために様々な方法を試みている。	社会福祉法人 なすびの里 社会福祉法人 うまぐりの里 社会福祉法人 はくつる 社会福祉法人 とちぎ健康福祉協会 (総数9)
相談援助実習指導	相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得するために、記録を書き方を含めて実践させる。また、実習事前オリエンテーションを1日設定し、実習の課題を確認して、課題達成のために個別指導、集団指導を行う。	社会福祉法人 なすびの里 社会福祉法人 うまぐりの里 社会福祉法人 はくつる 社会福祉法人 とちぎ健康福祉協会 (総数9)
相談援助の基盤と専門職	・社会福祉士、精神保健福祉士の役割と意義について理解する。 ・総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。 ・できるだけ、現場の方の招いて相談援助職のやりがい等を語ってもらう。	社会福祉法人 なすびの里 社会福祉法人 うまぐりの里 社会福祉法人 はくつる 医療法人 朝日会 (総数10)
精神保健福祉援助演習	精神保健福祉援助に係る知識と技術について実践的に習得する。具体的には実習先でよく指摘されるコミュニケーション能力及び記録技術を向上させるために様々な方法を試みている。	医療法人 朝日会 医療法人 秋山会 特定非営利活動法人 自由空間ポー 特定非営利活動法人 ブローニユの森 (総数10)
精神保健福祉援助実習指導	精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得するために、記録を書き方を含めて実践させる。また、実習事前オリエンテーションを1日設定し、実習の課題を確認して、課題達成のために個別指導、集団指導を行う。	医療法人 朝日会 医療法人 秋山会 特定非営利活動法人 自由空間ポー 特定非営利活動法人 ブローニユの森 (総数10)

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針  
 平成21年度より実施された社会福祉士および介護福祉士養成教育カリキュラムの見直し及び平成24年度より実施された精神保健福祉士養成教育カリキュラムの見直しに伴い、教員研修が義務付けられた。本学科では、平成25年度をもってすべての専任教員が実習・演習担当教員研修を受講完了している。平成26年度からは本校研修規定に則り、業務遂行に必要な知識及び技能の習得、能力の向上を図るため、個々の教員の課題に対応しながら積極的な教育力を有する教員を養成する。

(2) 研修等の実績  
 ① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名 フォーラム「親を看取る、自宅で看取る、平穏死で逝く在宅医療」(連携企業等:在宅ケアネットワーク栃木)  
 期間:2018年2月11日(日) 対象:学科教員 他参加者:医療福祉関係者  
 内容:必要な時にどこにいても質の高い在宅医療・ケアを受けることが出来る在宅福祉に必要な知識を得る。在宅福祉の現状の把握。

研修名「社会福祉法人うまぐりの里ゆーあい工房法人役職員研修会」(連携企業等:社会福祉法人うまぐりの里)  
 期間:2018年6月24日(日) 対象:学科教員 他参加者:施設役職員等  
 内容:地元である栃木市における障害者福祉プランについて講話を聴く。授業内容や実習指導等に反映。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「初年次教育セミナー2018 ～2018年度新入生徹底分析！基礎学力向上で退学者を減少させる～」  
 (連携企業等:株式会社進研アド専門学校事業部、株式会社ラーンズ)

期間:2018年7月25日(水) 対象:学生サポートセンター職員

内容:退学者減少に向けて、専門学校新入生を分析し、主に低学力層の(基礎)学力向上のためにどのような指導法を検討していくべきかという内容。事例を交えて具体的な指導方法が提示された他、合格者が入学前に実施できる学習プログラム等の紹介も行われた。

研修名「魂を揺さぶる生涯忘れない120分～感動は人を動かす～」(連携企業等:株式会社アビリティトレーニング)

期間:2017年11月7日(火) 対象:全体教職員

内容:主に学生の学習モチベーションを維持向上させるために、教職員がどのように働きかけるようにすれば良いかという趣旨のセミナー。学科教員だけではなく生活・就職指導担当の職員等も受講した。

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名「日本社会福祉学会 第66回秋季大会 -21世紀の社会福祉と「運動性」-

(連携企業等:一般社団法人 日本社会福祉学会)

期間:2018年9月8日(土)～9日(日) 対象:学科教員 他参加者:学会員、福祉関係者等

内容:テーマに関するワークショップ、ポスター発表、シンポジウム等が行われる予定。

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名「第14回ソーシャルワーク教育推進大会「地域共生社会の実現とソーシャルワーカーの育成」」

(連携企業等:日本ソーシャルワーク教育学校連盟関東甲信越ブロック)

期間:2018年11月24日(土) 対象:学科教員

内容:先を見通せるソーシャルワーカーをどう育てるか、それぞれの養成教育に関わる養成校教員や実習指導者が参加し、協議を行う。ソーシャルワーカー育成指導力の向上を図る。

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

年度ごとの重点課題を定め学校運営方針を作成し、PDCAサイクルに沿って実際の運営を行い、年度末に自己点検自己評価を実施。その結果を学校関係者評価委員会にて企業等委員を交えて報告し、評価する。委員会の評価内容や意見を来年度以降の教育活動やその他の運営にどう反映するのか学内で検討し、時代や福祉医療現場の変化に合わせた教育の質の確保につなげる。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の理念、目的、育成人材像は定められているか (専門分野の特性が明確になっているか)</li> <li>・学校における職業教育の特色は何か</li> <li>・各学科に教育、目的、育成人材像、特色、将来構想などが学生、保護者等に周知されているか</li> <li>・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか</li> <li>・社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか</li> </ul>
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的等に沿った運営方針が策定されているか</li> <li>・運営方針に沿った事業計画が策定されているか</li> <li>・運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか</li> <li>・人事、給与に関する規定等は整備されているか</li> <li>・教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか</li> <li>・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか</li> <li>・教育活動等に関する情報公開が適切になされているか</li> </ul>

(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育記念等に沿った教育課程の編成、実施方針等が策定されているか</li> <li>・教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか</li> <li>・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか</li> <li>・キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫、開発などが実施されているか</li> <li>・関連分野の企業、関係施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成、見直し等が行われているか</li> <li>・関連分野における実践的な職業教育（産学連携によるインターンシップ、実技、実習等）が体系的に位置づけられているか</li> <li>・授業評価の実施、評価体制はあるか</li> <li>・職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか</li> <li>・成績評価、単位認定、進級、卒業判定の基準は明確になっているか</li> <li>・資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか</li> <li>・人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか</li> <li>・関連分野における業界等との連携において優れた教員（本務、兼務含む）を確保するなどマネジメントが行われているか</li> <li>・関連分野における先端的な知識、技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上のための取組が行われているか</li> <li>・職員の能力開発のための研修等が行われているか</li> </ul>
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職率の向上が図られているか</li> <li>・資格取得率の向上が図られているか</li> <li>・退学率の低減が図られているか</li> <li>・卒業生、在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか</li> <li>・卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか</li> </ul>
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路、就職に関する支援体制は整備されているか</li> <li>・学生相談に関する体制は整備されているか</li> <li>・学生に対する経済的な支援体制は整備されているか</li> <li>・学生の健康管理を担う組織体制はあるか</li> <li>・課外活動に対する支援体制は整備されているか</li> <li>・学生の生活環境への支援は行なわれているか</li> <li>・保護者と適切に連携しているか</li> <li>・卒業生への支援体制はあるか</li> <li>・社会人ニーズを踏まえた教育環境が整備されているか</li> <li>・高校、高等専修学校との連携によるキャリア教育、職業教育の取組が行われているか</li> </ul>
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、設備は教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか</li> <li>・学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか</li> <li>・防災に対する体制は整備されているか</li> </ul>
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集活動は、適正に行われているか</li> <li>・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか</li> <li>・学納金は妥当なものとなっているか</li> </ul>
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的に学校の財務基盤は安定しているか</li> <li>・予算、収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか</li> <li>・財務について会計監査が適正に行われているか</li> <li>・財務情報公開の体制整備はできているか</li> </ul>
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか</li> <li>・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか</li> <li>・自己評価の実施と問題点の改善を行っているか</li> <li>・自己評価結果を公開しているか</li> </ul>

(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献、地域貢献を行っているか</li> <li>・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか</li> <li>・地域に対する公開講座、教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか</li> </ul>
(11)国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価に関して、委員会を開催し評価結果の報告を行うとともに、各委員からの意見を集約し、それらを学校ホームページで公開することによって、広く地域社会へ本校の役割を伝達している。

・卒業後キャリア形成の把握、フォローについて

自己評価結果報告を受けて、昨年度委員会より具体的な取り組みが必要とのご意見があった。それにより、29年度から卒業生の動向を把握するためのアンケート作成等整備が本格的に進められてきた。

平成30年度後期より、卒後1～2年の卒業生及びその就職先にアンケートやインタビューを実施する予定である。

・入学後の学生支援について

入学後に行っている学生支援対応をもっと知ってもらえることができると良いとのご意見をいただく。

平成30年度から学内に学生サポートセンターを設置することになったため、以降は就職、生活、学習等の支援の窓口がより明確化し、以前よりわかりやすく情報発信と学生対応ができる体制になる。

なお、新年度のオリエンテーションの際にサポートセンターの役割は学生に周知する予定である。

実施予定対応:基礎学力アップ支援、学習相談、就職支援、生活支援(奨学金等) など

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成30年9月7日現在

名前	所属	任期	種別
松島 陵介	清田建設工業株式会社 福祉事業部	2018年4月1日 ～2020年3月31日(2年)	卒業生 企業等委員
北條 豊	合同会社あゆみの森 代表社員	2018年4月1日 ～2020年3月31日(2年)	企業等委員
川村 祐也	医療法人常盤会 緑の屋根診療所	2017年4月1日 ～2019年3月31日(2年)	卒業生 企業等委員
須藤 智宏	医療法人心救会 小山富士見台病院	2017年4月1日 ～2019年3月31日(2年)	卒業生 企業等委員
馬込 公子	公益社団法人 栃木県看護協会 常任理事	2018年4月1日 ～2020年3月31日(2年)	企業等委員
中里 佳純	大澤歯科医院	2017年4月1日 ～2019年3月31日(2年)	卒業生 企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <http://www.maronie.jp/20/index.html>

公表時期:平成30年7月11日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

平成19年に施行された学校教育法施行規則第189条及び第190条において「自己評価の実施と評価結果の公表が義務化」、「学校関係者評価の実施と評価結果の公表が努力義務化」された。その後、平成24年に文部科学省から「専修学校における学校評価ガイドライン」が公表されたことに伴い、本校でも学校評価を活かした教育の質向上が図れるよう自己点検・自己評価の実施、並びに学校ホームページを通じて、その評価結果を公表している。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育・人材養成の目標、特徴</li> <li>・校長名、所在地、連絡先等</li> <li>・学校の沿革、歴史</li> <li>・その他の諸活動に関する計画</li> </ul>

(2)各学科等の教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学者に関する受け入れ方針及び入学者、収容定員、在学学生数</li> <li>・カリキュラム(科目配当表(科目編成・授業時間数)、時間割、使用する教材など授業方法及び内容、年間の授業計画)</li> <li>・進級・卒業の要件等(正式評価基準、卒業・修了の認定基準等)</li> <li>・学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等</li> <li>・資格取得、検定試験合格等の実績</li> <li>・卒業者数、卒業後の進路(進学者数・主な進学先、就職者数・主な就職先)</li> </ul>
(3)教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員数(職名別)</li> <li>・教職員の組織・教職員の専門性</li> </ul>
(4)キャリア教育・実践的職業教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育、実習・実技等の取り組み状況</li> <li>・職業支援等の取り組み支援</li> </ul>
(5)様々な教育活動・教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事の取り組み状況</li> <li>・課外活動(部活動、サークル活動、ボランティア活動等)</li> </ul>
(6)学生の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生支援の取り組み状況</li> </ul>
(7)学生納付金・修学支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生納付金の取り扱い(金額、納付時期等)</li> </ul>
(8)学校の財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> </ul>
(9)学校評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価・学校関係者評価の結果</li> <li>・評価結果を踏まえた改善方策</li> </ul>
(10)国際連携の状況	-
(11)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学則</li> </ul>

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他( ) )

URL: <http://www.maronie.jp/20/index.html>

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 福祉心理学科総合コース) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の尊厳と自立	人間の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う。	1前	30	2	○			○			○	
○			人間関係とコミュニケーション	介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な基礎的コミュニケーション能力を養う。	1前	30	2	○	△		○			○	
○			社会の理解	個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会のかかわりや、自助から公助に至る過程について理解する。	2通	60	4	○			○			○	
○			人体の構造及び疾病	①心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。 ②国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要について理解する。 ③リハビリテーションの概要について理解する。	3通	60	4	○			○			○	
○			心理学理論と心理的支援	①心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。 ②人の成長・発達と心理の関係について理解する。 ③日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④心理的支援の方法と実際について理解する。	3通	60	4	○			○			○	
○			社会理論と社会システム	社会理論による現代社会の捉え方、生活、人と社会、社会問題について理解する。	1後	30	2	○			○			○	
○			現代社会と福祉	現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係、福祉原理をめぐる理論と哲学、福祉政策におけるニーズ、資源、課題、及び構成要素や関連政策、相談援助活動との関係について理解する。	1通	60	4	○			○			○	





○		介護 総合演習2	個々の利用者の生活背景や生活リズムを理解し、必要な情報を収集し、自立支援の観点から実際の面での介護過程の展開能力を育成する。	2 通	60	4	△	○	○	○	○	○	○
○		介護実習 I-1	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から、様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術などの確認、現場の中での介護福祉士の役割について理解・学習する。	1 通	120	4		○	○	○	○	○	○
○		介護実習 I-2	個々の生活リズムや個性を理解するという観点から、様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術などの確認、現場の中での介護福祉士の役割について理解・学習する。また、利用者の状態像を観察し、レクリエーションを実施する。	2 前	150	5		○	○	○	○	○	○
○		介護実習Ⅱ	個別ケアを行うために個々の生活リズムを理解し、利用者の生活課題を明確にした上で、利用者の目標達成型の介護計画の作成、実施、実施後の評価、評価を踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学んだ知識や技術を統合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を養成する。	2 後	180	6		○	○	○	○	○	○
○		発達と老化の 理解	人間の加齢に伴う身体の発達と新たな可能性の広がりという意味を含む老化について学ぶ。さらに高齢者のかかりやすい疾患やそれに伴う障害を理解し、その人の生活のどのような事柄に介護福祉士として留意すればよりよい利用者への援助ができるのかを学ぶ。	1 通	60	4	○		○		○		
○		認知症の 理解	認知症に関する基礎知識を習得し、認知症の人やその家族を支える介護の基礎知識を習得する。また、意思表示が困難になりやすいという認知症の特性、家族を含む周囲環境の影響を理解する。	1 通	60	4	○		○		○		
○		障害の理解	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず、家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する。また、地域におけるサポート体制や多職種協働のあり方についても学習する。	1 通	60	4	○	△	○		○		
○		こころと からだの しくみ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能について理解し、また、介護サービス提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する。	1 通	120	8	○		○		○		
○		医療的ケア 基本研修	医療的ケア実践に関連する法制度や倫理、関連職種の役割、救急蘇生法、感染予防及び健康状態の把握など、医療的ケアを安全・適切に実施する上での基礎を修得する。	2 前	50	3	○		○		○		

○		医療的ケア 演習	喀痰吸引：口腔5回以上、鼻腔5回以上 気管カニューレ内部5回以上 経管栄養：胃ろう又は腸ろう5回以上 経鼻経管栄養5回以上 救急蘇生法 の手順を習得する	2 後	30	2		○	○	○				
○		相談援助の基 盤と専門職	①社会福祉士の役割（総合的かつ包括的な 援助及び地域福祉の基盤整備と開発含む） と意義について理解する。 ②精神保健福祉士の役割と意義について理 解する。 ③相談援助の概念と範囲について理解す る。 ④相談援助の理念について理解する。 ⑤相談援助における権利擁護の意義と範囲 について理解する。 ⑥相談援助に係る専門職の概念と範囲及び 専門職倫理について理解する。 ⑦総合的かつ包括的な援助と多職種連携の 意義と内容について理解する	3 通	60	4	○	○	○	○				
○		相談援助の理 論と方法	①相談援助における人と環境の相互作用に 関する理論について理解する。 ②相談援助の対象と様々な実践モデルにつ いて理解する。 ③相談援助の課程とそれに係る知識と技術 について理解する（介護保健法による介護 予防サービス計画や施設サービス計画及び 障害者自立支援法によるサービス利用計画 についての理解を含む）。 ④相談援助における事例分析の意義や方法 について理解する。 ⑤相談援助の実際（権利擁護活動を含む） について理解する。	4 通	120	8	○	○	○					
○		地域福祉の理 論と方法	地域福祉の基本的考え方、地域福祉の主体 と対象、地域福祉にかかる組織、団体及び 専門職の役割と実際、地域福祉の推進方法 について理解する。	1 通	60	4	○	○	○					
○		福祉行財政と 福祉計画	①福祉の行財政の実施体制（国・都道府 県・市町村の役割、国と地方の関係、財 源、組織及び団体、専門職の役割を含む） について理解する。 ②福祉行財政の実際について理解する。 ③福祉計画の意義や目的、主体、方法、留 意点について理解する。	4 前	30	2	○	○	○					

○		福祉サービスの組織と経営	<p>①福祉サービスに係る組織や団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など）について理解する。</p> <p>②福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論について理解する。</p> <p>③福祉サービスの経営と管理運営について理解する。</p>	4後	30	2	○		○	○				
○		高齢者に対する支援と介護保険制度	<p>①高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労支援の実態を含む）について理解する。</p> <p>②高齢者福祉制度の発展過程について理解する。</p> <p>③介護の概念や対象及びその理念等について理解する。</p> <p>④介護課程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する。</p> <p>⑤終末期ケアのあり方（人間観や倫理を含む）について理解する。</p> <p>⑥相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。</p>	3通	60	4	○		○		○			
○		障害者に対する支援と障害者自立支援制度	<p>①障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行、就労支援の実態を含む）について理解する。</p> <p>②障害者福祉制度の発展過程について理解する。</p> <p>③相談援助活動において必要となる障害者自立支援法や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。</p>	3通	60	4	○		○		○			
○		児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	<p>①児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉需要（子育て、一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力（D.V）の実態を含む）について理解する。</p> <p>②児童・家庭福祉制度の発展過程について理解する。</p> <p>③児童の権利について理解する。</p> <p>④相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度や児童・家庭福祉に係る他の法制度について理解する。</p>	3前	30	2	○		○		○			
○		低所得者に対する支援と生活保護制度	<p>①低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉需要とその実際について理解する。</p> <p>②相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。</p> <p>③自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。</p>	3前	30	2	○		○		○			

○		保健医療サービス	①相談援助活動において必要となる医療保険制度（診療報酬に関する内容を含む）や保健医療サービスについて理解する。 ②保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。	4前	30	2	○			○								
○		就労支援サービス	①相談援助活動において必要となる各種の就労支援制度について理解する。 ②修道士円に係る組織、団体及び専門職について理解する。 ③就労支援分野との連携について理解する。	4後	15	1	○			○			○					
○		権利擁護と成年後見制度	①相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法、行政法の理解を含む）との関わりについて理解する。 ②相談援助活動において必要となる成年後見制度（後見人等の役割を含む）について理解する。 ③成年後見制度の実際について理解する。 ④社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。	3前	30	2	○			○								○
○		更生保護制度	①相談援助活動において必要となる更生保護制度について理解する。 ②更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。 ③刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携の在り方について理解する。	4後	15	1	○			○								○
○		相談援助演習	相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について実践的に習得する共に専門的援助技術として概念化、理論化し、体系立てることができる能力を涵養する。	3通	150	10	△	○		○								○
○		相談援助実習指導	①相談援助実習の意義について理解する。 ②相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。 ③社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ④具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化、理論化し、体系立てていくことができる能力を涵養する。	3通	90	3	○			○								○

○		相談援助実習	<p>①現場体験を通じて社会福祉専門職として仕事をするうえで必要な「専門知識」、「専門援助技術」、及び「関連知識」の内容の理解を深める。</p> <p>②「専門知識」、「専門援助技術」、及び「関連知識」を実際に活用し、相談援助業務に必要な資質・能力・技術を習得する。</p> <p>③職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚に基づいた行動ができるようにする。</p> <p>④具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化、理論化し、体系立てていくことができる能力を涵養する。</p> <p>⑤関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を理解する。</p>	3 後	180	6				○	○	○	○
○		精神疾患とその治療	<p>①代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から理解する。</p> <p>②精神科病院等における専門治療の内容及び特性について理解する。</p> <p>③精神保健福祉士が精神科チーム医療の一員として関わる際に担うべき役割について理解する。</p> <p>④精神医療・福祉との連携の重要性と精神保健福祉士がその際に担うべき役割について理解する。</p>	3 通	60	4	○			○		○	
○		精神保健の課題と支援	<p>①精神の健康についての基本的な考え方と精神保健学の役割について理解する。</p> <p>②現代社会における精神保健の諸課題と、精神保健の実際及び精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>③精神保健を維持、増進するために機能している、専門機関や関係職種との役割と連携について理解する。</p> <p>④国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。</p>	3 通	60	4	○			○		○	
○		精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	<p>①精神保健福祉士が行う相談援助の対象と相談援助の概要について理解する。</p> <p>②精神障害者の相談援助に係る専門職の概念と範囲について理解する。</p> <p>③精神障害者の相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。</p> <p>④精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。</p>	3 後	30	2	○			○		○	○

○		精神保健福祉の理論と相談援助の展開	<p>①精神医療の特性（精神医療の歴史・動向や精神科病院の特性の理解を含む）と精神障害者に対する支援の基本的考え方について理解する。</p> <p>②精神科リハビリテーションの概念と構成及びチーム医療の一員としての精神保健福祉士の役割について理解する。</p> <p>③精神科リハビリテーションのプロセスと精神保健福祉士が行うリハビリテーション（精神科専門療法を含む）の知識と技術及び活用の方法について理解する。</p> <p>④精神障害者を対象とした相談援助技術（個別援助、集団援助の過程と、相談援助に係る関連援助や精神障害者と家族の調整及び家族支援を含む）の展開について理解する。</p> <p>⑤精神障害者の地域移行支援及び医療機関と地域の連携に関する基本的な考え方と支援体制の実際について理解する。</p> <p>⑥精神障害者の地域生活の実態とこれらを取り巻く社会情勢及び地域相談援助における基本的な考え方について理解する。</p> <p>⑦地域リハビリテーションの更生と社会資源の活用及びケアマネジメント、コミュニティワーク（地域相談援助に係る組織、団体、関係機関及び専門職との連携についての理解を含む）の実際について理解する。</p> <p>⑧地域生活を支援する保健・医療・福祉の包括的な支援（地域精神保健福祉活動）の意義と展開について理解する。</p>	3通	120	8	○	○	○	△
○		精神保健福祉に関する制度とサービス	<p>①精神障害者の相談援助活動と法（精神保健福祉法）との関わりについて理解する。</p> <p>②精神障害者の支援に関連する制度及び福祉サービスの知識と支援内容について理解する。</p> <p>③精神障害者の支援において係わる施設、団体、関連機関等について理解する。</p> <p>④更生保護制度と医療観察法について理解する。</p> <p>⑤社会資源の調整・開発に関わる社会調査の概要と活用について基礎的な知識を理解する。</p>	4通	60	4	○	○	○	
○		精神障害者の生活支援システム	<p>①精神障害者の生活支援の意義と特徴について理解する。</p> <p>②精神障害者の居住支援に関する制度・施策と相談援助について理解する。</p> <p>③職業リハビリテーションの概念及び精神障害者の就労支援に関する制度・施策と相談援助活動（その他の日中活動支援を含む）について理解する。</p> <p>④行政機関における精神保健福祉士の相談援助活動について理解する。</p>	4後	30	2	○	○	○	

○		精神保健福祉 援助演習（専 門）	<p>①精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化、理論化し体系立てていくことが出来る能力を涵養する。</p> <p>②総合的かつ包括的な相談援助、医療と協働・連携する相談援助に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>③個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。</p>	4 前	60	4	△	○	○	○				
○		精神保健福祉 援助実習指導	<p>①精神保健福祉援助実習の意義について理解する。</p> <p>②精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。</p> <p>③精神保健福祉援助実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等</p> <p>④精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>⑤具体的な体験や援助活動を専門的知識及び技術として概念化理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p>	4 前	90	3	○	○	○	○				
○		精神保健福祉 援助実習	<p>①精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する。</p> <p>②精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。</p> <p>③精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。</p> <p>④総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。</p>	4 前	150	5		○	○	○	○			
○		国家試験対策 （共通科目） 1	<p>①基本事項・重要事項を理解する。</p> <p>②繰り返しにより重要事項の理解を深める。</p> <p>③国家試験に合格できる水準の学力を修得する。</p>	3 通	60	4	○	○	○					



○		国家試験対策 (共通科目) 3	①基本事項・重要事項を理解する。 ②繰り返しにより重要事項の理解を深める。 ③国家試験に合格できる水準の学力を修得する。	4 通	120	8	○		○	○				
○		国家試験対策 (社会専門科目) 2	①基本事項・重要事項を理解する。 ②繰り返しにより重要事項の理解を深める。 ③国家試験に合格できる水準の学力を修得する。	4 通	120	8	○		○	○				
○		国家試験対策 (精神専門科目) 2	①基本事項・重要事項を理解する。 ②繰り返しにより重要事項の理解を深める。 ③国家試験に合格できる水準の学力を修得する。	4 通	120	8	○		○	○				
○		情報科学 1	Wordの基本操作、主要機能を身につけ、現場で活かせるようにする。	1 前	30	2			○	○				○
○		情報科学 2	職場で標準的に使用されているExcelの基本操作、主要機能を身につけ、現場で活かせるようにする。	2 前	30	2			○	○				○
○		福祉ボランティア	①自発的なボランティア体験により、さまざまな福祉の現場を体験する。 ②地域における社会資源としての本校の位置づけを理解する。	1 2 3 4 通	120	4			○		○	○		○
合計				58科目	4310時間 (251単位)									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
1. 本校所定の過程を履修した者に対して、校長が卒業を認定する。		1学年の学期区分	2期
2. 卒業認定には、出席すべき日数の2/3以上の出席日数を必要とする。		1学期の授業期間	15週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。